

第6次豊川市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

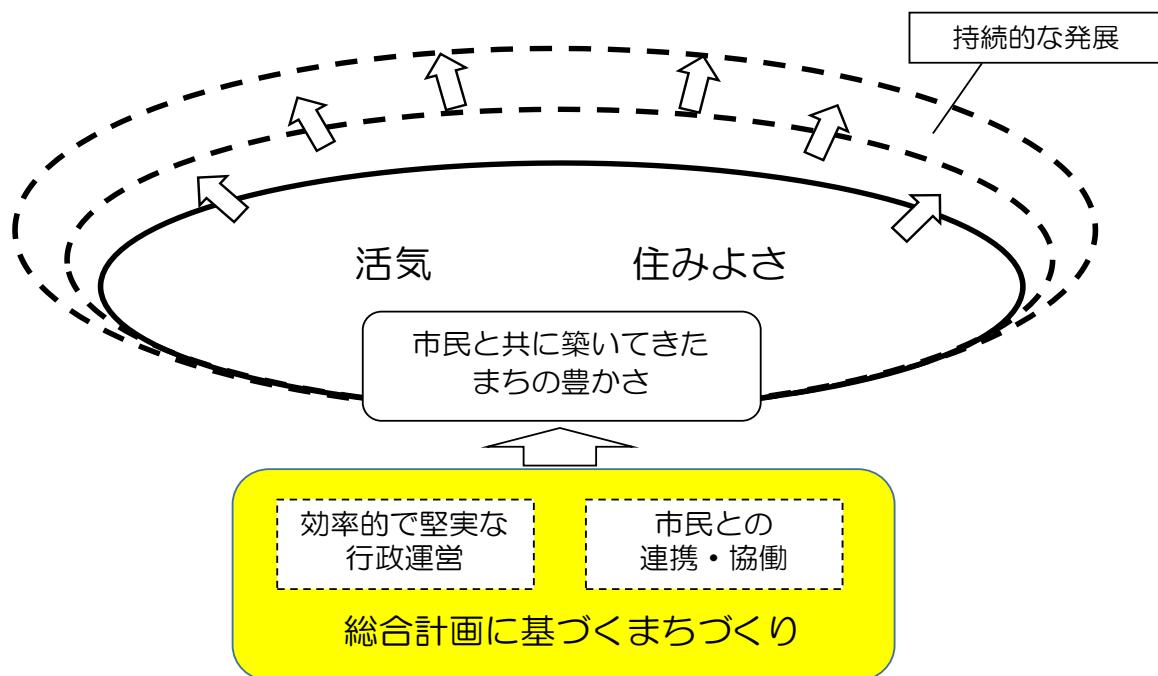
本市は、昭和47年以来、5次にわたりまちづくりの長期指針として総合計画を策定してきました。平成18年度から続く第5次豊川市総合計画では、「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」を都市の将来像に掲げ、それを実現するための多くの施策に取り組んでいます。

国や地方を取り巻く社会、経済情勢が日々変革する中、本市は、平成の合併により人口約18万人の都市になりました。今後は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来を背景とし、多くの課題に直面することが想定されます。

いっそう活気があり、住みよさを実感できるまちを目指して、持続的な発展を支えていくためには、これまでに市民と共に築いてきたまちの豊かさを礎として、限られた財源を有効に活用した効率的で堅実な行政運営と、市民との連携や協働によるまちづくりを更に進めていく必要があります。

平成23年8月に改正地方自治法が施行され、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を策定する義務はなくなりましたが、今後のまちづくりの方向性や方策を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針として、新たな総合計画を策定します。

【持続的な発展を支えるまちづくりのイメージ】



2 構成及び計画期間

第6次豊川市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

(1) 基本構想

豊川市の望ましい姿と、これを実現するためのまちづくりの基本目標を示します。

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に示す基本目標を具現化するために必要な施策を、体系的に定めます。

基本計画では、成果を数値で表す指標を設定するとともに目標値を定め、その目標値を達成するために必要な施策を明らかにします。

計画期間は、基本構想と同じ10年間とし、必要に応じて期間中に内容の見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画で定められた施策に基づき、実施する事務事業を単年度ごとに定めます。

計画期間は3か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。

平成28年度からの実施計画は、基本構想及び基本計画策定後、直ちに定めるものとします。

3 計画策定の基本的考え方

第6次豊川市総合計画は、次の考え方に基づき策定します。

- ① 本市が求める将来像を市民と行政が共有できるよう、市民参画の体制により策定する分かりやすい計画とします。
- ② 第5次豊川市総合計画の施策の評価を踏まえた計画とします。
- ③ これまでのまちづくりの成果を引き継ぐとともに、少子高齢化や人口減少への対応を意識して施策を展開させる計画とします。
- ④ 合併算定替特例の期間終了に伴う普通交付税の段階的縮減など、今後も厳しい財政状況が想定されることから、的確な財政見通しと経営的な視点に立つ選択と集中により、有効性と効率性に留意した計画とします。
- ⑤ 施策相互の関連づけにより総合的な効果を高めることを目指すとともに、目標と実現手段の明確化により施策の達成状況を確認できる計画とします。
- ⑥ 国、県等の計画及び広域的な諸計画との整合を図った計画とします。

4 策定体制

※【第6次豊川市総合計画策定体制図】(P5) 参照

(1) 市民参画

市民の意見等を踏まえた計画を策定します。

① 団体アンケート

市内の公共的団体、市民活動団体等に、豊川市の将来像やその実現に必要な施策の方向性等について意見をいただくアンケートを実施します。

② 市民ヒアリング

第5次豊川市総合計画の施策に係る自己評価の内容を、各種団体の推薦や市民公募による委員に説明して、今後の方向性について意見を伺う市民ヒアリングを開催します。

③ まちづくり中学生会議

豊川市の将来像について、中学生に意見を伺う会議を開催します。

④ パブリックコメント

基本構想案及び基本計画案について、市民、市内在勤・在学者等に意見をいただくパブリックコメントを実施します。

(2) 審議機関

豊川市総合計画審議会条例に基づき豊川市総合計画審議会を設置します。

より広く市民に意見をいただくために、市民公募による委員（若干名）を選任予定です。

(3) 市議会への報告・提案

総合計画審議会に提出する資料と議事内容を市議会に報告し、議員からの意見は、審議会の議論に反映します。

基本構想案は、「豊川市議会の議決すべき事件を定める条例」に基づき、平成27年中に市議会へ提案します。基本計画案についても、合わせて報告します。

(4) 庁内策定体制

計画案の作成は、策定会議及び専門部会を設置して行います。

① 策定会議

副市長、教育長、病院事業管理者、部長級職員で構成し、基本構想及び基本計画の素案を審議して計画原案を作成します。

② 専門部会

策定会議の下部組織として、基本構想及び基本計画の素案を作成する専門部会を設置します。

ア) 基本構想部会

次長級職員で構成し、基本構想の素案を作成します。

イ) 基本計画部会

課長級職員と課長補佐級又は係長級職員で構成し、基本計画の素案を作成します。

基本計画部会には、第5次豊川市総合計画における各種施策について検討する「政策部会」と、基本指標と都市構造について検討する「基本指標・都市構造部会」を設置し、各所管課等の連携により素案の作成を行います。

③ 職員意見募集

基本構想素案及び基本計画素案について、職員を対象とする意見募集（庁内パブリックコメント）を行い、各専門部会の議論に反映させます。

④ 事務局

第6次豊川市総合計画策定に係る全般調整等の事務は、企画部企画政策課が担当します。

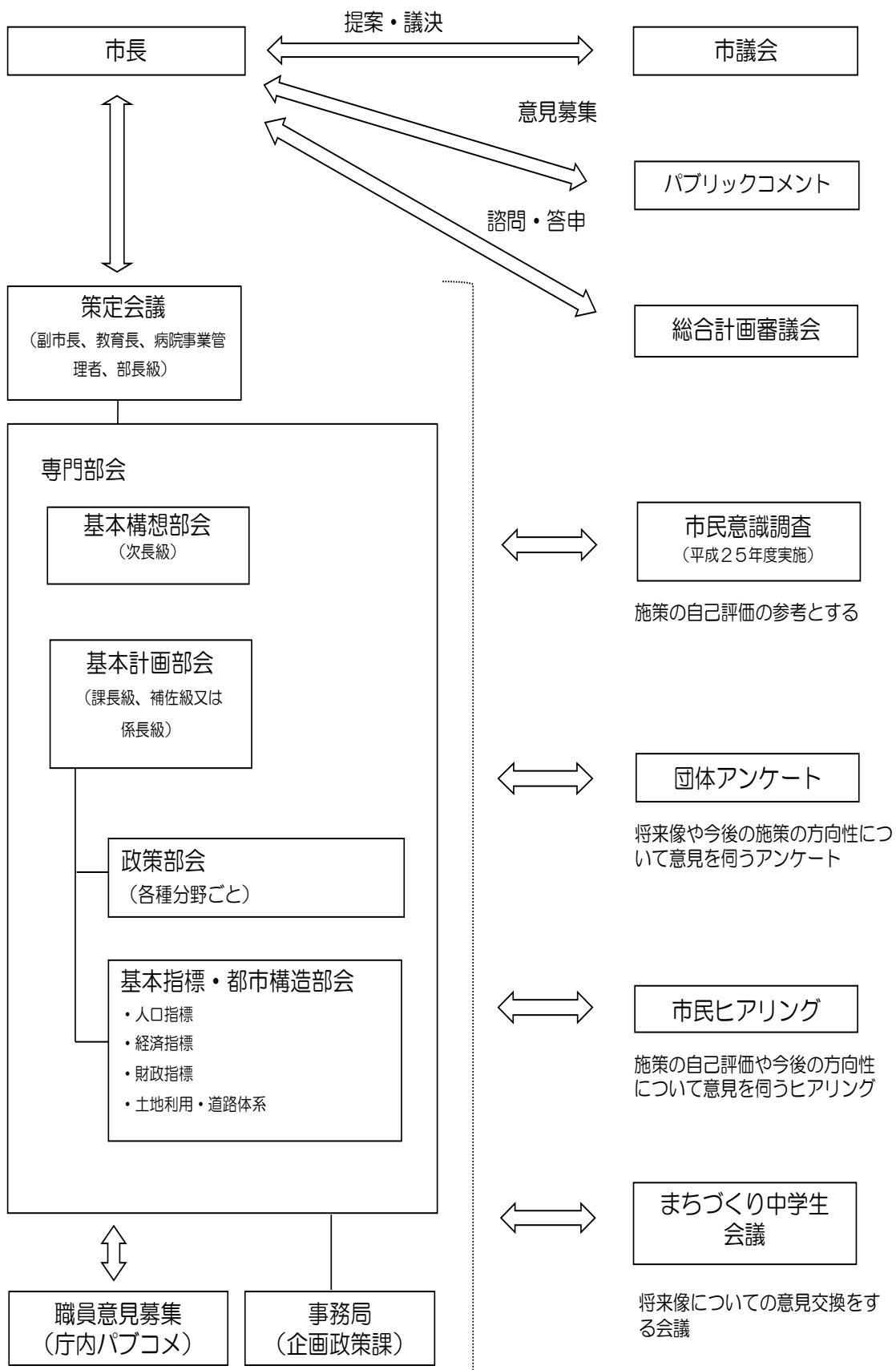
5 策定スケジュール

※【第6次豊川市総合計画策定スケジュール】（P6）参照

平成26年度及び27年度の2か年で計画を策定します。

- ・平成26年度 団体アンケート、市民ヒアリング等で市民の意見を伺いながら基本構想案及び基本計画案をまとめます。
基本構想案については、先行して総合計画審議会へ諮問します。
- ・平成27年度 基本計画案を総合計画審議会へ諮問し、基本構想と合わせて答申を受けた後、市議会における基本構想の議決を経て、総合計画（基本構想、基本計画）を策定します。

【第6次豊川市総合計画策定体制図】



第6次豊川市総合計画策定スケジュール

※この表では、平成25年度を策定に係る準備期間として表記しています。

(スケジュールは予定であり、変更する可能性があります。)